

特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会 開催要綱

1 趣旨

令和6年6月に成立した出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）の施行に当たり、関係者から意見を聴取した上、関係省令の案を作成するため、特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 育成就労計画の認定基準について
- (2) 転籍について
- (3) 監理支援機関の許可基準について
- (4) 送出しについて
- (5) 特定技能制度の適正化等について

3 参集者

別紙のとおり。

4 その他

- (1) 懇談会は、出入国在留管理庁次長及び厚生労働省人材開発統括官が、構成員の参集を求め、開催する。
- (2) 懇談会には、構成員の互選により座長を置く。
- (3) 懇談会には、座長代理を置くことができる。座長代理は、構成員から座長が指名し、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときには、その職務を代行する。
- (4) 懇談会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができる。
- (5) 懇談会の庶務は、出入国在留管理庁及び厚生労働省が行う。
- (6) 懇談会の会議、議事録及び資料は、原則として公開とする。ただし、座長は、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。この場合においては、少なくとも議事要旨を公開する。
- (7) この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に必要な事項は、出入国在留管理庁次長及び厚生労働省人材開発統括官が座長と協議の上、定める。

(別紙)

特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会
構成員名簿

(敬称略・五十音順)

大下 英和	日本商工会議所産業政策第二部長
工藤 公仁	北海道総合政策部グローバル戦略推進監
黒谷 伸	一般社団法人全国農業会議所事務局長代理兼経営・人材対策部長
是川 夕	国立社会保障・人口問題研究所国際関係部長
佐久間 一浩	全国中小企業団体中央会事務局次長
高井 信也	弁護士
竹下 直哉	鈴鹿市地域振興部長
富田 さとこ	日本司法支援センター本部国際室長/弁護士
富高 裕子	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
山川 隆一	明治大学法学部教授
山脇 康嗣	さくら共同法律事務所パートナー弁護士
脇坂 大介	一般社団法人日本経済団体連合会産業政策本部上席主幹